

専門農協論序説

—専門農協の定義と論点について—

主事研究員 若林剛志

〔要 旨〕

- 1 本稿の目的は、専門農協に触れている文献から専門農協の定義とこれまでの論点についてまとめ、今後専門農協を論じるための材料を提供することにある。
- 2 専門農協の定義として代表的なものは農林水産省によるものであるが、実のところ、農林水産省は専門農協を積極的に定義していない。専門農協は、信用事業を行う農協として別に定義される総合農協以外とみなされている。それを農林水産省の定義とすると、そこには多様な農協が含まれることから、複数の論者が専門農協を独自に定義する等してきた。しかし、専門農協数の減少や信用事業を行う専門農協が少なくなったこと等により、現時点では農林水産省の専門農協の定義に違和感がなくなりつつある。
- 3 本稿では専門農協研究のための論点を、主に2つの文献から取り上げた。この2つの文献の基本命題は、専門農協と総合農協のどちらの形態が優れているかという点にあり、論点として「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」、「専門農協と総合農協の強みと弱み」、「専門農協と総合農協の調整」の3つがあげられた。そして、3つの論点を具体的に検討する手段として、いくつかのトピックがあげられ同文献内で議論された。しかし、議論の結果として見解が統一されるには至らなかった。
- 4 上記2つの文献を含め専門農協の研究成果は1960年代に多く見られる。その背景には、選択的拡大の中で専門農協が取扱う青果等の作目を総合農協でも取扱うことが増加したこと等がある。そのため、専門農協の研究成果の多くは専門農協と総合農協を対比し、論じている。
- 5 しかし、専門農協をとりまく環境が1960年代から変貌を遂げ、総合農協は広域化し、総合農協の中に青果を含む多くの作目を取扱う組合が増えた。1960年代に研究がすすめられた当時の専門農協と総合農協の対立の構図は、現時点においてはあまり見られなくなった。それゆえ、2つの文献であげられた論点はなお残るものの、論点を検討する際に考慮すべきことは変化した。今後専門農協を論じるにあたっては、過去の論点の再検討等を、これまでの変化を踏まえながら理論、歴史、実証等により多角的に論じることが必要であろう。

目次

はじめに

1 専門農協の定義

- (1) 専門農協という用語の登場
- (2) 専門農協の定義
- (3) 専門農協の定義—小括—

2 専門農協をめぐる研究と論点

- (1) 専門農協に関する主な文献
- (2) 議論の背景

(3) これまでの専門農協研究の主な論点

3 専門農協を取り巻く環境の変化

- (1) 専門農協数の変化
- (2) 環境の変化
- (3) 論点の変化
- (4) 最近の専門農協についての議論

4 専門農協論の展開に向けて

はじめに

「農家の自立的意思による新たな専門農協や農業法人の設立のための支援…（中略）…を実施する必要がある」。これは2010年12月の行政刷新会議に設置された規制・制度改革分科会における農林・地域活性化ワーキンググループの基本的考え方の中にある一文である。ここでは専門農協という用語が登場しているが、実際このように専門農協という用語が使用される機会はそれほど多くない。

その理由のひとつは、専門農協という用語が直接表れないことにある。例えば、2002年12月の「総合規制改革会議第二次答申」の中で、「…（中略）…（農協の）信用・共済事業を含めた分社化…（中略）…等の組織再編が可能となる措置を検討すべき」、あるいは2010年12月の上記ワーキンググループの検討事項として「JAからの信用・共済事業の分離」が挙げられていた。農協から信用・共済事業を分離することがなぜ専

門農協と関係するかを知るには、後で述べる専門農協の定義を確認する必要がある。

同時に、各々が思い描く専門農協像には個人差があるように思える。もしそうならば、用語の定義とともに専門農協の歴史、現状について知る必要もある。

しかしながら、専門農協の定義や実情についてはこれまであまり把握されてこなかった。そのため、専門農協とは一体何をさすのかが判然とせず、現実に存在する専門農協が十分考慮されないまま、専門農協という言葉だけが独り歩きしていた傾向が少なからずあったように思える。

本稿の目的は、専門農協に触れている文献から専門農協の定義とこれまでの論点についてまとめ、今後専門農協を論じるための材料を提供することにある。このことなくして、専門農協を論じるには性急すぎるであろう。専門農協は1960年代を中心に一部の研究者に論じられたが、その研究成果の数はとても少なく、現在に近づくほどその傾向は著しい。本稿は、専門農協論のこうした空白を埋めるための第一歩という位

置づけにある。

1 専門農協の定義

(1) 専門農協という用語の登場

専門農協という言葉が日本で使用されるようになったのは、それほど昔の出来事ではない。もちろん1948年に農協法が成立した訳だから、農協という言葉自体それほど古いものではない。玉城（1967）によれば、専門農協の「専門」という言葉の初出は、農林水産省（1961）「第12次農業協同組合統計表（専門単協の部）昭和34事業年度」からとされている。それまでは特殊単協と呼ばれており、この統計表から単協に専門という言葉が冠されるようになったようである。^(注1)

専門という言葉を使用するようになった理由として、玉城（1967）は、「（特殊農協から専門農協に表現が変わった）時期において園芸・畜産などがもはや農業の特殊部門ではなくなり、むしろ将来の成長部門として注目されるようになったことを反映しているといつてよかろう」と述べている。既に1959年は基本法導入前夜であり、選択的拡大が推進されようとしている中でこの語句の変更であり、この頃から「総合農協と専門農協のどちらが農協として適当か」が議論されるようになった（山本（1986））。

^(注1) 但し、協同組合経営研究所（1958f）では、既に多くの人の間で「専門」農協と呼ばれていたことが記されている。

(2) 専門農協の定義

a 農林水産省の定義

専門農協について、山本（1986）によれば「専門農協という言葉は法的な根拠をもつものではなく、したがって、その定義は必ずしも明確でないが、一般には総合農協と対比して呼ばれる事が多い」と記されている。法的根拠がない中で、実際にどのような定義がなされているかにつき、代表的なものを第1表にまとめた。

最も代表的な定義と考えられているのは、農林水産省が統計等で使用しているものである。しかし、現在のそれは、専門農協を積極的に定義していない（第1表内(A)）。すなわち「信用事業を行う農協」が総合農協であって、それ以外に存在する農協が9つに区分されており、それが農林水産省の「専門農協統計表」に掲載されているのである。^(注2) 従って、総合農協以外が専門農協であると考えられており、専門農協という言葉は、総合農協との対比あるいは区別のために行政により作られた言葉であるといえる。^(注3) 過去の農林水産省の定義では、第1表内(B)や(C)のように定義しているものもあるが、これらは現在と同様に（当時の定義による）総合農協を除いた全ての区分を足し合わせたものと定義しているにすぎない。

農林水産省の現在の定義は機械的だがわかりやすい。農協を監督する側からみれば、規制が多く、多くの義務が求められるのは信用事業であろうから、信用事業を行う農協をひとくくりにすることには管理上

第1表 専門農協の定義

	文献名	定義の内容
まず総合農協を定義するもの	(A) 農林水産省(現在)	なし 但し、「信用事業を行う農協」が総合農協であって、それ以外を全て専門農協とみている
	(B) 「第9次農業協同組合統計表(特殊単協の部)」(1957)	特殊単協とは、養蚕、畜産、園芸等農業の特定部門を専ら対象とする出資、非出資の単位組合のほか、開拓、生産などの特定事業を専ら行う出資、非出資の単位組合をいい、農業一般を対象として信用事業を併せ行う一般出資単位組合(いわゆる総合農協)以外のものを総称する
	(C) 「第15次農業協同組合統計表(専門農協の部)」(1964)	専門農協(養蚕、畜産、園芸等特定農業を対象とした農協および信用事業を行わない一般農協)
	(D) 「農業協同組合等現在数統計」(平成7年まで)※平成7年までの農水省の定義	なし 但し、総合農協の定義は「組合の行う事業が特定の農業部門を対象としておらず、かつ、信用事業と信用事業以外の事業を併せ行う組合である」とし、これ以外の農協を専門農協とみている
	(E) 『総合農協と専門農協』(1964)(小野の指摘)	総合農協は四種兼営組合からの歴史的な系譜をもったものと考えられている。
	(F) 『専門農協と組員』(1964)(昌谷の定義)	農林省の総合農協、専門農協の分け方は、これまであまり明確でなかったらしいけれども、ある地域の農業をやっている人たちの農業に関連して発生するもろもろの問題を、全部引き受けているのが総合農協、それからその人たちのある特定部分、特定作物についての集まりが専門農協
	(G) 松村(1966)(松村の定義)	総合農協とは農協法に基づいて設立され、一定の地区の農家を組員とする出資組合で信用事業を兼営するものをいい、また、専門農協と区別するために総合農協と呼称されているものと解してよい。…(中略)…専門農協は総合農協と同様に農協法によって設立されている。専門農協も、特殊組合も、(総合農協同様)一定の地域を中心とするものと、特定の生産物の取扱あるいは一定の作業を中心とする職能別組合とがある。しかし、総合農協対特殊農協という場合は、地域集団としての総合農協に対して、機能集団一業種組織としての専門農協一をいうのが一般的である
専門農協を独自に定義するもの	(H) 『総合農協と専門農協』(1964)(小倉の定義)	わたくしの定義は、信用事業に関係しない定義だ。専門農協というのは、特定の農産物—それは複数でもよい—のマーケティングに伴う他の事業を行う。副次的というものは、必ずしも農協でいう付帯事業にかぎらない。…(中略)…総合農協というのは、信用事業その他の事業を行うというように定義したらどうか。その定義によると、単協をつかまえて、総合農協か専門農協か、どちらかに必ず属するのだ、ということにはならない。…(中略)…そういう定義でわたくしはよいのではないかと思う
	(I) 『専門農協と組員』(1964)(大森の考え)	…(中略)…みかんならみかんを単独で作っているものの農協が専門農協であって、それが信用、購買、販売をやっても、やはり専門農協であるというふうな考えを私たちはもっている
	(J) 麻野(1987)(麻野の定義)	専門農協には事業専門農協と作目専門農協がある。信用、購買、販売、加工などに特化し…(中略)…た組合は事業専門農協である。作目専門農協というものは、地域内で主作目として生産される果樹、蔬菜、牛乳、米穀などの特定作目のマーケティングを行うためのものである

資料 表中「」内の文献から筆者作成。但し、『総合農協と専門農協』は農政調査委員会編(1964)、『専門農協と組員』は農政調査委員会(1964)をさす

のメリットがあろう。

しかし、問題もある。第1に、この定義では歴史的にも現状としても、あまりにも多様な農協が含まれることとなる。専門農協は、区分ごとにも、区分内の農協ごとにも設立の経緯やこれまでの発展過程に独自性がある。

第2に、この定義によれば、専門農協は、

専門農協というよりは、定款に貯金の受け入れが記されていない農協という意味に過ぎず、専門という言葉の本来の意味とはかけ離れている。

第3に、数こそ少ないものの信用事業を行う酪農協や開拓農協は総合農協とされる。また、仮定の話になるが、かつて総合農協と専門農協のどちらの形態がよいかに

ついて論争となった時の専門農協側の旗頭的存在であった温泉青果農協は、現在の農林水産省の定義では総合農協であったことになる。

b 農林水産業以外の定義

農林水産省以外の定義では、信用事業にとらわれない定義（第1表内（H））、現実即した定義（第1表内（E）（F）（G）（I））、専門の意味を考慮した定義（第1表内（J））等がある。

信用事業にとらわれない定義として農政調査委員会編（1964）（以下、『総合農協と専門農協』とする）での小倉（第1表内（H））がある。小倉は、特定農産物のマーケティングを行う農協を専門農協、専門農協以外で信用事業を含む諸事業を行う農協を総合農協とし、更に専門農協と総合農協以外の農協も定義している。この定義は、特定作目の需要増大とともに、一部の専門農協が力をつけてきた時代背景をよくあらわしている。この定義では、特定の作目の取扱いが圧倒的シェアを占める総合農協は、たとえば信用事業を実施していたとしても専門農協ということになる。

しかし、小倉の定義に従うと、総合農協と専門農協とそれ以外が出現する。専門農協を信用事業に依存せず定義するとなると、現在の総合農協の中に専門農協に該当する農協が出てくる可能性があるし、信用事業を行う専門農協の中に、それ以外に属す農協が出てくるかもしれない。

麻野（1987）の定義（第1表内（J））は、

特定事業に特化している農協を事業別専門農協、特定作目に特化している農協を作目別専門農協としている。麻野の定義は、専門という言葉の意味が尊重されているように思える。この定義では、主産地形成に成功している地域で特定作目の取扱いが圧倒的な総合農協等が作目専門農協になるのはもちろん、都市部の信用事業中心の総合農協が事業専門農協に含まれる点が特徴的である。

現実即した定義のうち、『総合農協と専門農協』で小野（第1表内（E））は、総合農協が四種兼営組合からの歴史的な系譜をもつことに着目している。この定義ならば、サツラクのように酪農協でも総合農協とみなされてきた農協は総合農協に含まれるし、戦後の開拓事業の中で創設されてきた開拓農協は総合農協とはならない。過去の農林水産省の定義（第1表内（D））も、この系譜を鑑みながら定義してきたものと推測される。但し、これは総合農協の定義であって、専門農協を定義していないし、専門農協が四種兼営の産業組合の系譜をもつ農協以外であるとまでは述べていない^(注4)。

農政調査委員会（1964）（以下、『専門農協と組合員』とする）で昌谷（第1表内（F））は、地域の農業者の問題を全て引き受けるのが総合農協で、特定作目等の農業者の集まりが専門農協としている。これは実態としても歴史的にもあてはまるように思える。但し、昌谷は信用事業については述べていない^(注5)。例えば開拓農協に昌谷の定義をあてはめると、総合農協であるように思え

る。これは当時の農水省の定義（第1表内(D)）と同じ問題をはらんでいる。

農林水産省の定義を含め全体を見渡すと、第1表内(A)から(G)の定義は、総合農協だけはとにかく定義しておくという発想である。一方、小倉、大森、麻野は総合農協を定義するというよりは、専門農協をまず定義して選び出している。

専門農協を定義し、選び出す考え方に共通しているのは、60年代を中心とした専門農協と総合農協の対立の構図と関わっている部分がある。当時の対立点を敢えて一言で言うと、農協の形態として専門農協と総合農協のどちらが優れているかということであった。総合農協が米麦以外の作目に進出する過程で、専門農協が取扱う作目と競合することが多くなったのであるが、この時に取り上げられた専門農協は、特定作目に重点を置く専門農協であり、主として果樹と畜産であったのである。

(注2) 9つの区分とは、信用事業を行わない一般農協、畜産、酪農、養鶏、牧野管理、園芸特産、農村工業、農事放送、その他である。96年3月末の改訂により開拓、03年3月より養蚕の区分はなくなった。

(注3) 本稿では、信用事業を行う農協以外を農林水産省による現在の専門農協の定義とみなしておく。

(注4) 四種兼営の産業組合は全てが農業会となり、全ての地区に農業会が創設されたため、戦後全く新たに創設された総合農協でない限り、全ての総合農協は多かれ少なかれ四種兼営の産業組合の系譜を持つこととなる。

(注5) 昌谷の言う「農業に関連して発生するその他もろもろの問題」に金融が含まれるとすれば信用事業についても述べていることとなる。

(3) 専門農協の定義—小括—

専門という用語を使用するからには、専

門の意味を考えることから始めなければならない。代表的な農林水産省による専門農協の定義では、信用事業を行う農協以外となるが、この定義では専門の本来の言葉の意味を有していないことになる。仮に、大雑把に麻野(第1表内(J))がいうような特定作目を対象とした作目別専門農協と特定事業を対象とした事業別専門農協の2種を専門農協であるとすると、専門の意味はこの時点で2つにわかれることとなる。^(注6)

そもそも「信用事業を行う農協」以外の農協として、多様な農協全てを専門農協に含むとしている時点で、それを包括的に述べることに困難が伴う。例えば、特定の作目に特化している農協の中には信用事業を行っている農協も存在した。^(注7) また、特定作目のために販売、購買、指導、加工等の事業を実施する農協もあれば、牧野、入会を管理するための農協や農事放送発信ための農協等、生産活動との関わりが薄い農協もある。また、特定作目を専ら対象とする専門農協であっても、特殊小組合を起源とした任意の生産組合と変わらない農協もあれば、かつての温泉青果農協のように販売事業を中心に諸事業を有機的に結びつけ、「機能的には総合農協以上に総合農協である」または「モンスター」(農政調査委員会(1963))と評された農協もある。包括的に述べる困難さは、農林水産省も認識してお^(注8)り、玉城(1967)等複数の文献で言及されている。そのため、論者がそれぞれ実態や専門の意味を問うように定義することとなったのであろう。

しかし、農林水産省は『専門農協統計表』等で「平成8年3月末より信用事業を行う専門農協については総合農協に含める」とした。この背景には専門農協の解散の他、後述するように主に総合農協との合併が進み、専門農協の絶対数が減少したこと、数次にわたる農協法改正等を経て信用事業を行う専門農協が少なくなったことがあると^(注9)考えられる。さらに、金融システム改革等、当時の信用事業をめぐる環境変化も影響したと考えられる。こうした経緯から、農林水産省による総合農協および専門農協の定義が、徐々に違和感をもたなくなりつつあるように思われる。

実態としても、マーケティングを重視し、総合農協と競合する分野で総合農協以上に事業量をもつ専門農協が少なくなったこと、系統組織が総合農協に比し未発達である専門農協の特質にみられるように、9つに区分されている専門農協の相互の関係性が薄いこと等から、敢えて専門農協を定義しなおそうとの機運が生じなかった。従って、専門農協を総合農協以外の総称として形式的に定めておく以外にあまり意味はなく、現状において、例えば酪農協は酪農協と個別に特定できれば、それで問題が生じることは少ない。

但し、前述のとおり専門の言葉に専門の意味があまりないことは認識しておく必要がある。専門と称すことで混乱を招くことさえありうることには注意する必要がある。論者によって専門農協像が異なるのは、専門という言葉を使用することに由来

しているように思える。もし、専門という言葉に意味を持たせる、あるいは特殊から専門と用語が変更された経緯を考えるのであれば、既に小倉が『総合農協と専門農協』で示したように、総合農協と専門農協以外の農協を定義することも必要となろう。

言葉の問題は総合農協の総合という言葉にもある。総合という名称が適切か否かは、専門の意味を考える上でも検討されてよいかもしれない。

(注6) 農林省統計調査部図書資料課(1955)によれば、特殊単協と呼ばれていた時から、専門には事業と作目の2つの意味があると考えられていた。

(注7) 96年3月末に信用事業を行う農協が総合農協となったため、専門農協から総合農協への振り替えが生じ、総合農協数は100以上増加した。

(注8) 例えば「第9次農業協同組合統計表(特殊単協の部)」では、「…特殊単協の性格は一般に総合農協に比し、極めて複雑…」、「第12次農業協同組合統計表(専門単協の部)」では、「…総合単協とは(中略)少なからず異った形質を有する各種のいわゆる専門単協の大群…」等の記述がある。

(注9) 専門農協と総合農協の合併については山本(1989)、飯島ほか(1990)等に記述がある。飯島ほか(1990)で述べられているように、合併を抜きにして現在の専門農協は語れないだろうし、その総括は今後必要となるように思われる。

2 専門農協をめぐる研究と論点

(1) 専門農協に関する主な文献

専門農協にかかる主な文献として『総合農協と専門農協』や『専門農協と組合員』等があり、本稿ではこの2つを取り上げ、そこであげられた論点を示すとともに検討する。『総合農協と専門農協』は、『専門農協と組合員』が「専門農協という問題につ

いての研究あるいは論争の総決算」と評している文献であり、『専門農協と組合員』は、「この書（＝『総合農協と専門農協』）に従って問題を整理」している文献であり、連続性があるからである。また、両文献は、複数の研究者が集まって、論点について討議しあう形式をとっている点が特徴的である。

文献の絶対数は少ないながらも、これまでの専門農協に関する文献の多くは、総合農協と専門農協の対比の中で専門農協を論じたものであり、『総合農協と専門農協』や『専門農協と組合員』もこれに該当する。反面、『専門農協と組合員』で述べられているように、「これまで専門農協問題をめぐる論争とという現象は実際にはみられない。（中略）そのことをめぐる論議が行われたという記録は発見しがたいくらいである」とされており、おそらく協同組合経営研究所の一連の調査および研究を除けば、専門農協そのものを議論の対象とした文献はほとんどないであろう。^(注10)そして、『専門農協と組合員』は既に50年近く前の文献であるが、筆者が知る限り、この後もほとんどこの状況から変化がないように思われる。

なお、後に見る第2表では、両文献の他に補足的に玉城（1967）で挙げられた専門農協の特質を掲載している。専門農協の特質は論点と関係する部分があり、参考となると考えたからである。

(注10) 事例調査の報告書として、協同組合経営研究所（1957a）、同（1957b）、同（1958a）、同（1958b）、同（1958c）、同（1958d）、同（1958e）があり、それらを総括する形で同（1958f）、守田（1959）がある。

(2) 議論の背景

1960年代を中心として『総合農協と専門農協』および『専門農協と組合員』を含む複数の文献が論点を提示し、議論を戦わせた背景には、園芸・畜産などが選択的拡大の中で将来の成長部門として注目されるようになり、それらの部門から生み出される生産物を取扱う専門農協が事業量の拡大と共に力をつけてきたことがある。この時、専門農協は専門農協組合員の、総合農協は総合農協組合員の要望を汲み取ることで事業上の衝突が生じたといえる。例えば、総合農協では組合員から青果物の取扱いについての要望が高まったが、その一方で専門農協の組合員からは、当該農協で信用事業を実施することの要望が強まるなどしていた。こうして、専門農協と総合農協がそれぞれの連合会を巻き込む形で対立し、それが議論を引き起こす要因のひとつとなったのであり、典型的には「総合農協と専門農協のどちらが農協として適当か」（山本（1986））が議論されるようになったのである（玉城（1967）、山本（1989））。

(3) これまでの専門農協研究の主な論点

『総合農協と専門農協』の基本命題は、農産物販売において、総合農協と専門農協のどちらの形態が優れているかという点にある。そのため、「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」という農業経営とそれを取りまく外部環境変化に対する両農協の対応が第1の論点となっており、更に第2の論点として「専門農協と総合農協

第2表 専門農協研究の論点

農政調査委員会編(1964)による論点	農政調査委員会(1964)による論点	<参考>玉城(1967)による専門農協の特質と強み・弱み
(論点1)農業経営の専門分化, 農業生産構造高度化への対応	市場適応機能	技術指導と販売に重点
流通経費, 生産合理化の可能性	農協の近代性	
(論点2)専門農協と総合農協の強みと弱み		
マーケティング	信用事業の問題	作目ごとの業種別組織であって機能集団
信用事業兼営	販売事業単独経営の困難さ	(強み)広域性
		(強み)特定作目の農家中心の同質的組合
外部資本に対する抵抗力		(弱み)外部資本や市場に対して従属的
(論点3)専門農協と総合農協の調整		(弱み)経営内容が著しく弱体
近代化資金等の配分		
(3段階全体としての)組織のあり方	論じる範囲	事業が自己完結型で, 系統組織が未発達
(その他)	専門農協の排他性	組合員の同質性と集団の閉鎖性

資料 『総合農協と専門農協』、『専門農協と組合員』, 玉城(1967)から筆者作成
 (注) □を結ぶ線は, それぞれ類似した内容であることをあらわす。

の強みと弱み」が提示され, 第3の論点(「専門農協と総合農協の調整」として連合会も含めた組織形態の在り方や機能の持ち方に踏み込んで議論している)のである(第2表)。しかし, 結論を先取りしてしまうと、『総合農協と専門農協』では, 論点をあげ各論点について議論を戦わせたが, 見解の統一には至らなかった。^(注11)

本稿では、『総合農協と専門農協』で示された上記3つの論点についてみていく。これら過去の文献を見るに際し, 注意しておかなければならないことは, 総合農協との比較対象として想定されている専門農協が, 専門農協の中でもとりわけ販売取扱高が大きく, かつ活発に活動している果樹,

酪農, 畜産等の組合となっている場合があることである。つまり, 当時の議論の俎上にあがった専門農協像には偏りがあるのだ^(注12)が, そうした偏りがあることは, それぞれの文献の中でも記されていることである。

a 農業経営の専門分化, 農業生産構造高度化への対応

「農業経営の専門分化, 農業生産構造高度化への対応」を具体的に検討する手段として「流通経費, 生産合理化の可能性」が挙げられている。それについては, 組合員の生産物の品質や価値を産地化する等により高めながら, 一方で農協が流通コストを削減し, 組合員の手取りを最大化すること

ができるのは、専門農協と総合農協のいずれかが問われている。『専門農協と組合員』では、同様のことを「市場適応機能」という言葉を使って論じている。

2つの文献で結論が出ない中での指摘のひとつにすぎないが、専門農協は総合農協に比し合理化に対応できる可能性があるという考えがある。その理由として、総合農協系統と比べ系統組織が脆弱で、単協レベルで物財取引が完結してしまう傾向があるという問題もあるけれども、地域に縛られず、広域性という特質を持つ専門農協は、特定農産物の取扱量が多く、合理化への可能性が高いことが挙げられている。一方の総合農協は、米麦中心の取扱いで、特定作目に限らない農家一般を対象としている点が合理化への制約となることが挙げられている。

但し、「流通経費、生産合理化の可能性」と関連し、「農協の近代性」が『専門農協と組合員』の中で論じられている。ここでは、専門農協が総合農協以上に近代的であるとの誤解があること、専門農協は小組合あるいは共選等の集合体という前近代的な特徴を有しているのに、古い組織や体制に依存しない欧米諸国の農協が想定され、それと日本の専門農協とが結びつけられてしまうことに言及している。また、生産構造の高度化にあわせて設立されてきた専門農協は少ないとも述べられている

b 専門農協と総合農協の強みと弱み

「専門農協と総合農協の強みと弱み」と

しては、主として3つの点が挙げられている。

1つめの「マーケティング」については、専門農協の強みとされている。『総合農協と専門農協』の中では、総合農協は米麦を中心に販売事業を実施しており、リスクの高い青果物等の作目を取り扱うことを避けてきた経緯があること、そこを補完し、埋め合わせるために特定作目を取り扱う専門農協が設立されてきたこと、そして、果樹専門農協を中心として、生産指導と販売に機能の重点を置き、活発に活動してきたことを論じている。但し、実際に専門農協において総合農協と比べ販売単価が高いか否か、資材価格が低いかな否か等のマーケティングによる利益やマーケティングにかかる費用についての具体的な検討は行われていない。

2つめの「信用事業兼営」は、規制金利の時代にあって、信用事業兼営を切望する専門農協があったことを考えると、総合農協の強みであったと考えられる。『総合農協と専門農協』の中では、小倉を中心に総合農協以外の農協にも信用事業の兼営を認めるべきとの意見が述べられている。そして、「損をしている銀行はない」との言及もあるように、複数の論者が信用事業を持つことが強みと考えている。

より積極的に専門農協による信用事業兼営を位置付けている意見としては、組合員が自らの販売代金の受入れが可能となること、専門農協の特質であり弱みとされる脆弱性に鑑み、専門農協の経営を安定させる

こと、専門農協が自らの経営や販売機能を高めるための資金を柔軟に調達できず、外部から資金を調達しなければならないこと、そして自ら必要施設を建設できず、同様の施設をもつ外部の業者に頼る等、資金の制約のために外部に頼らざるを得なくなる部分があり、それが次に見る外部資本の対する抵抗力の弱さという専門農協の特質となって表れること等を挙げている。

信用事業兼営の議論と関連して、『専門農協と組合員』では「販売事業単独経営の困難さ」を挙げている。その理由として、総合農協の販売事業が赤字であること、専門農協は平均すると黒字だが実態を見ると任意組合的で役員の報酬はほとんどなく、職員も少ないことを挙げている。

3つめの「外部資本に対する抵抗力」は、外部の卸売業者や製造会社に対する価格交渉力等の弱さについて論じられており、専門農協は概して抵抗力がないとされている。これは、系譜にその起源があることが多く、例えば、製糸業に対する養蚕農協の、乳業会社に対する酪農協の従属等が該当する。

c 専門農協と総合農協の調整

「専門農協と総合農協の調整」については、主に連合会を含む総合農協系統および専門農協系統のどちらの陣営において、何を取扱うかが大きな論争の種となっていた。例えば、愛媛県では1966年に果実の販売は専門農協系統の青果連が、生産資材は総合農協系統の経済連が取扱い、経済連は

果実の販売および指導事業を廃止するという調整がなされたこともある。

また、過去において信用事業を実施していない農協側から近代化資金等の専門農協組合員に対する配分に偏りがあることが問題として挙げられていた。^(注13)

以上の3つの主要な論点に加え、『専門農協と組合員』では「専門農協の排他性」も論点に挙げている。専門農協は、組合員資格に特定作目に利用する土地の面積や特定作目への従事日数を要件としている場合がある。反面、それが特質となっており、総合農協に比し、組合員の同質性が保たれ、特定作目の振興へ向けた投資等に前向きに対処できる等の強みがある。但し、排他性は程度の問題であり、総合農協でも地区の制限等の排他性がある。

(注11)『専門農協と組合員』に、「(『総合農協と専門農協』は、)…現状に即して、しかも共同討論を行いながらも見解の統一を得られず…」との記述がある。

(注12)玉城(1967)は、「『総合農協と専門農協』といった場合の専門農協として、たとえば養蚕農協などを考えることはまずないといってよい。したがって、総合・専門といったときの専門農協とは、青果・畜産部門の販売組合である」と述べている。

(注13)例えば、「専門農協の組合員で専門農協へ出荷しているがゆえに、近代化資金の借入れについて、どうも差別を受けるという話がよくある…」との記述がある(『専門農協と組合員』)

3 専門農協を取り巻く環境の変化

(1) 専門農協数の変化

専門農協の数はピークであった1954年の

22,367組合から2011年には2,085組合にまで減少してきている。減少の主な要因は、総会議決による解散と組合員数の減少による解散である。専門農協は、特定作目や事業に特化している組合が多いことから、外部環境の変化が解散、消滅へと導く要因となる。例えば、50年前は数の上で2大勢力であった養蚕専門農協と開拓農協は既に激減し、養蚕専門農協は03年3月より、開拓農協は97年3月より統計上の区分から消えた。^(注14) 養蚕専門農協は、小組合を母体としていることが多く、生糸需要の減少とともにほとんどの養蚕専門農協が解散を余儀なくされた。一方、開拓農協は、国の開拓行政にあわせ創設されてきたが、その終焉とともに解散や合併が増加し、数を減らすこととなった。

このような現状の中でも経営努力している専門農協があるが、総じて言えば専門農協が事業を拡大しているという例はほとんどみられず、専門農協にそれほど明るい話題があるわけではない。

(注14)「第9次農業協同組合統計表（特殊単協の部）」(1957)によれば、養蚕専門農協は8,850組合（出資組合161, 非出資組合8,689）、開拓農協は5,052組合（出資組合2,269, 非出資組合2,783）あった。養蚕専門農協は、02年3月時点で279組合（出資組合14, 非出資組合265）、開拓農協は、96年3月時点で310組合（出資組合183, 非出資組合127）に減少した。これらの数値の中には、既に活動を休止している組合も含まれている。

(2) 環境の変化

前述の文献の論点を現時点において検討する前提として、最近50年間の専門農協をとりまく環境の変化を2つの切り口を用い

て論じておきたい。

第1の切り口は合併である。この50年の間に、専門農協の代表格であった果樹農協の多くが総合農協と経営統合している。専門農協と総合農協で柑橘の取扱いをめぐる紛糾した経験を持つ愛媛県では、宇和青果農協が2009年にえひめ南農協と統合したことから、愛媛県において柑橘を中心とする専門農協はなくなってしまった。^(注15) 全国に目を移しても、現在の専門農協の中に、成長を遂げている組合や総合農協と同等あるいは総合農協以上に影響力をもつ組合は少なくなっている。花卉等いくつかの作目で重要な位置を占める組合が散在するだけである。

かつて、「専門農協は総合農協のようになろうとし、総合農協は専門農協のようになろうとする」（『専門農協と組合員』）傾向が示されていたが、それは合併という結果により解消されつつある。

第2の切り口は信用事業である。複数の専門農協が信用事業兼営を求めていた時期もあったが、現実には専門農協は信用事業を手放していった。その典型は酪農協にみられる。この結果は、信用事業を行う全ての農協の管理面での問題を考慮し政策的に誘導されたことと外部環境の変化によって引き起こされたものである。政策的部分では、農協法改正により信用担当役員を置く等の存置基準が明文化され、その費用負担に事業規模が小さな農協は耐えられなくなってきた。法令順守のための規制も多い。外部環境としては、信用事業において多額

のシステム関連費用の負担が必要となる一方で、規模のメリットを生かしつつ事業を継続していくことが求められる傾向が強くなってきた。そのため、少額の資金調達運用を行う組合では、信用事業が成り立ちにくくなっている。こうしたことを背景として、信用事業を行ってきた一部の専門農協は、信用事業を総合農協に譲渡する等の手段を講じてきたのである。この現象は専門農協だけのことではなく、総合農協の中にも数は極めて少ないが、負担に耐えかねて信用事業を分離し、総合農協から専門農協へ区分が変わった組合もある。

これらによって、この半世紀の間に60年代の『専門農協と総合農協』や『専門農協と組合員』等の文献の中で想定されていた総合農協および専門農協像は大きく変貌を遂げた。総合農協は広域化し、青果を含む多くの作目を取扱う組合が増え、専門農協の特質であった広域性や特定作目の指導や販売を総合農協が有すようになってきた。

その一方で、専門農協で総合農協を事業規模で凌駕する組合は減少し、1県1酪農協等の広域組合はあるものの、広域性という特質は際立ったものではないように思える。

(注15) 依然、東予園芸農協が存在しているが、園転により既に柑橘中心の農協から落葉果樹と花卉を中心とする専門農協となっている。

(3) 論点の変化

上述の「3 (2) 環境の変化」を踏まえたあと、2つの文献で論じられた論点を現時点において取り上げる意味はあるだろうか。

第1の論点として挙げられた「農業経営の専門分化、農業生産構造高度化への対応」手段としての「流通経費、生産合理化の可能性」を、組合として追求していくことの必要性があることはいうまでもないことである。そのなかで、専門農協と総合農協のどちらがより合理化を進めることが可能かは依然として大きな論点であろう。

第2の論点であった「専門農協と総合農協の強みと弱み」は主に3つに分かれていた。そのうち「マーケティング」について、専門農協と総合農協という枠組みで各々の優劣を議論することは現在でも可能であろう。但し、比較対象に利用できる事例は少なくなっているはずである。例えば、過去に主な比較事例として考えられていた青果の取扱いにおける専門農協と総合農協の競合は少なくなっている。また、出資専門農協数で最も多い酪農協は、販売先がかなり固定化しており、生乳価格は各地方に存在する生乳販連が乳業会社と交渉しているため、マーケティングで考慮される要素の主要部分が欠けている。

「信用事業兼営」については『総合農協と専門農協』での小倉のように、専門農協にも信用事業を認めるという意見は現在でもあるかもしれない。しかし、前述したように信用事業兼営のための環境は大きく変わってしまった。信用事業を実施するには、それに耐えうる事業量が求められることとなった。現時点においては、専門農協に新たに信用事業を認めるとしても、専門農協がその選択肢をとることは想定し難い。そ

のため、論点とはなりにくいかもしれない。

「外部資本に対する抵抗力」は、産業の連関の中で個別に見ていく必要がある。やはり酪農協を例にとると、配乳先となる乳業会社は既にかなり固定化しているものの、乳価は生乳販連を通じて交渉されているため、抵抗力の弱さを問う部分は限られるかもしれない。但し、肉畜等では依然商系、総合農協系、専門農協系があり、検討の余地がある。

第3の論点であった「専門農協と総合農協間の調整」について、専門農協が今後も存続することを前提とすれば、現在は以前に比べ、対立構造の中で考える部分は少なくなっており、補完性の問題として受けとめることができる部分がある。歴史的には、総合農協の不十分さを専門農協が補った部分も多い。例えば、総合農協は「米麦貯蓄組合的」（『専門農協と組合員』）、あるいは「総合農協を米麦農協あるいは米麦専門農協とまで規定するものがある」（松村（1966））とされ、青果等の農産物の取扱いが不十分であった中で、専門農協がそれらの取扱いで重要な位置を占めていたこともある。

但し、当時も同様であったが、専門連の会員が総合農協という例がかかなりあり、専門農協が総合農協と合併するなかで、その傾向はますます色濃くなってきている。この点を考慮した上で、個別に系統全体の調整問題についてみていく必要がある。

総じて言えることは、この50年間に「総合農協と専門農協と、その両者のあいだに

みられる何かにつけての対立」（『専門農協と組合員』）が、3（2）で挙げた環境変化等を通じてあまりみられなくなったため、総合農協に相対する存在としての専門農協が論じられることが少なくなったことである。それゆえ、論点自体はなお残るものの、論点を検討する際に考慮すべきことは変化している。

なお残る論点に加え、専門農協を積極的にとりあげ、新たに論点を検討するとすればどういった点に焦点を当てていくことが可能であろうか。後述4で若干の私見を述べたい。

（注16）別の形式、例えば銀行代理店となる等の選択肢は検討の余地があるかもしれない。

（4）最近の専門農協についての議論

近年、専門農協は、「はじめに」の中で述べたように、行政刷新会議等の政治的判断が求められる場面で取り上げられる場合のほか、総合農協系統や研究者が取り上げることがあり、それらは総合農協からの信用事業分離を論点のひとつに挙げる^{（注17）}ことが多い。

政治的判断が求められる場面では、農協の区分経理が不十分なことや他業態を基準とした条件の同等性（イコールフットイング）等を通じて論じられている。

一方、総合農協系統では、『将来構想・制度研究会』の当面解明すべき課題の事業制度論のなかで信用事業分離論を挙げている（JA総合研究所（2009））。もちろん、農協が組合員の組織であることから、総合農協系統では、分離を前提に議論しているのでは

なく、信用事業を含めた総合事業が組合員に資するという立場から検討していたものと思われる。

研究者の間では、専門農協が直接的、間接的に論じられることがある（例えば、大田原（1992）、佐伯（1993）等）。間接的とは、総合農協の将来像を考える上での選択肢として専門農協が論じられる場合であり、信用事業を分離し専門農協とすること、信用事業を子会社化すること等が該当する。その多くは、経済環境の変化はもちろんのこと、経済事業部門の改革や合併により大型化した総合農協の今後のあるべき姿を論じるなかで使用されている。ここでは新たな専門農協を創設という発想ではなく、総合農協の今後の選択肢のひとつとして専門農協という言葉が使用されている。

近年の専門農協をめぐる議論については概ね、総合農協を考える中での総合農協の専門農協化を論じるものが圧倒的であり、専門農協を総合農協へという論調は現時点においては少ない。総合農協の専門農協化の議論は、信共分離を論じるものから各事業を联合会等も含めた組織体の中で論じるもの等、結果として求める形態に違いがあるが、専門農協と総合農協のどちらの形態が適当かを問う部分があり、この点は過去の議論の延長線上にある。異なるのは、論者により組合員に資する目的、他業態からみた農協の異質性等、論点として取りあげられる根拠である。

一方、行政刷新会議の「新たな専門農協」にこめられた意味は、その議事資料を読む

限り、総合農協との対比の中で専門農協を語るのではなく、専門農協を総合農協とは全く別に創設するという考え方のようである。

これと関連して、以前から専門農協の設立によって大規模層の意見を反映させるといふ言論がある（山本（1989））。これらは農協の特質のひとつである一人一票と関係があり、総合農協の共益権の多くを有す正組合員のなかで、少数派である大規模層の意見が反映されにくいことからきている。もちろん、この意見の背景には、日本の農業の将来を考慮しているといふことがある。^(注18)但し、相対的に大規模な経営体が集まって専門農協が設立されること自体、目新しいことではない。愛媛県の柑橘専門農協のように、専門農協の歴史をひも解けば、相対的に大規模な篤農家が設立の中心となっている専門農協の例は複数出てくるであろう。

(注17) 信用事業分離論は産業組合時代からあるが、ここでは深く立ち入らない。但し、専門農協の定義と深く関係するため、専門農協論の展開の中では触れるべき論点のひとつであろう。

(注18) この点で、日本農業の特質にあわせ専門農協論を展開することは意義のあることかもしれない。しかしながら、この時の山本（1989）は可能性を述べるにとどまっており、専門農協像はあまり具体的なものではない。例えば、地域の仲間で設立する専門農協なのか、特定作目の販売事業に特化した都道府県をまたぐような広域農協が想定されているのかは不明である。広域性は専門農協の特質のひとつと考えられており（玉城（1967））、現時点における専門農協の必要規模は以前と比べかなり大きなものとなっているかもしれない。

4 専門農協論の展開に向けて

今後、専門農協について論じるにあたり、もちろん過去の文献の論点を引き継いでいく必要があり、専門農協の特質の検討、各区分に属す専門農協の現状等は早急に確認が必要であろう。その上で、個別の論点に対し、組織のあるべき姿、必要となる機能、あるべき形態等のこれまで実施されてきた接近法に基づき検討していくことが求められる。そして、これらに加えて論じることができる点について、さしあたって3つを取り上げ、本稿を締めくくりたい。

第1に、『総合農協と専門農協』等では、販売事業を中心に農協の優劣についていくつかの角度から論じられた。このこと自体は必要な議論であるが、総合農協と専門農協について販売事業のみに焦点を当てる必要はないであろう。マーケティングは、販売購買にかかる一切の事業活動に関わる問題を包含するし、効果的な販売の為には、指導事業もその一部として考えることもできる。

同時に、仮にある特定事業についての比較で専門農協に軍配があがるとしても、検討から除かれた事業がそれらの事業だけで成り立つか否か、あるいは分離された事業間の補完性が認められるか否かも検討されなければならないであろう。世界的には専門農協が主流であるが、そうならない理由も求めていく必要がある。もちろんこの過程では理論的研究も求められる。

事業間の補完性と関連して、農協制度のあり方としての信共分離論がある。詳しくは別稿としたいが、信共分離論を論じる場合、その先にある形態のひとつは専門農協となることであろう。しかし、信共分離を主張する論者が想定している専門農協像には不明確な部分がある。そして、本稿で述べているように専門農協の実態はいまだ明らかでない部分が多く、過去に総合農協から専門農協となった事例について十分に検討する必要がある。

第2に、世界的には専門農協が主流であるのに、なぜ日本で専門農協は発展しないのか、あるいはなぜ専門農協は衰退したのかである。専門農協が支持される理由については、おそらく経済学の枠組みで理論的な考察を加えることや、海外の農協にかかる文献の活用も可能であろう。

専門農協が日本で普及しない理由について、例えば、専門農協は特定作目の盛衰の影響を受けやすいことから、事業持続性のリスクが総合農協より高いからなのか、制度的に総合農協という存在があるなかでは、専門農協が育たないのか、また、育たないのは初期条件に左右されるためなのか、経済的問題でなくひとえに政治的問題なのか、議論していく必要がある。

また、以上を踏まえて専門農協が最も効果的なのはどのような場合か、あるいは新たな専門農協の可能性を語る場合、どのような形態、条件等が必要なのかも検討課題となる。この場合、理論的な接近と同時に、近年新たに創設された専門農協の事例も検

討する必要がある。信用事業を実施しない専門農協の設立は、農協法上制限されているものではなく、信用事業を営む総合農協よりも容易に創設される可能性が高い。だからこそ、新設される専門農協の事業に継続性があり、組合員にとって十二分に役目を果たすことが可能か否かが検討されるべきである。「新たな専門農協」を政策的に支援するならば、このことは必要条件のひとつであろう。今後、相対的に大規模な経営体が集まって一部の業務を協同化することは十分に考えられる。その時、専門農協の歴史的研究、事例の蓄積、理論的考察等が実施されていることは意義のあるものと考ええる。また同時に、はたして専門農協が、農事組合法人、連合会あるいは株式会社等、複数ある事業形態の中で適当か否かも、過去の事例を踏まえるなどして検討されるべきであろう。

第3に、それぞれの区分およびそれぞれの区分に属す個別の組合の系譜についても少し触れる必要がある。例えば、現在専門農協で最も多い酪農協の歴史は、酪農史や乳業史があるにも関わらず、十分にまとめられていない。既に述べたように、専門農協はそれぞれ独自性が高いので、それぞれの農協またはそれぞれの区分ごとに個別にみていく必要があるし、個別の中に専門農協を語る上での鍵があると考ええる。

<参考文献>

- ・麻野尚延（1987）『みかん産業と農協－産地棲みわけの理論－』農林統計協会

- ・飯島源次郎ほか（1990）「農協合併と「新総合農協」」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告第十六輯』全国農業協同組合中央会
- ・JA総合研究所（2009）「全国農業協同組合中央会平成19年度・20年度委託研究『将来構造・制度研究会とりまとめ』」
- ・協同組合経営研究所（1957a）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅰ）」
- ・協同組合経営研究所（1957b）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅱ）」
- ・協同組合経営研究所（1958a）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅲ）」
- ・協同組合経営研究所（1958b）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅳ）」
- ・協同組合経営研究所（1958c）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅴ）」
- ・協同組合経営研究所（1958d）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅵ）」
- ・協同組合経営研究所（1958e）「特殊農協にかんする調査研究報告（Ⅶ）」
- ・協同組合経営研究所（1958f）「特殊農協の実態と展望」
- ・協同組合経営研究所編（1968）「農業協同組合制度史2」協同組合経営研究所
- ・松村正治（1966）「総合農協と専門農協の販売事業」川野重任編『協同組合事典』家の光協会
- ・守田志郎（1959）「特殊農協における資本型と市場型」協同組合経営研究所『二つの単協経営者の報告』他4篇』協同組合経営研究所
- ・農林省統計調査部図書資料課（1955）『農林文献解題－農業協同組合篇－』農林統計協会
- ・農政調査委員会編（1964）『総合農協と専門農協－調査と検討－』不二出版
- ・農政調査委員会（1963）『日本の農業－あすへの歩み－18 農業マーケティング』不二出版
- ・農政調査委員会（1964）『日本の農業－あすへの歩み－37 専門農協と組合員』不二出版
- ・大田原高昭（1992）『系統再編と農協改革』農山漁村文化協会
- ・佐伯尚美（1993）『農協改革』家の光協会
- ・玉城昌幸（1967）『農協5つの問題』家の光協会
- ・山本修（1986）「専門農協の事業」協同組合事典編集委員会編『新版協同組合事典』家の光協会
- ・山本修（1989）「総合農協と専門農協」大内力編『日本農業年報 第36集 農協四十年－期待と現実－』お茶の水書房

（わかばやし たかし）